

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和3年2月10日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について、令和3年2月4日から同年2月7日まで意見の募集を行ったところ、3,117件の御意見をいただきました。

いただいた意見の概要及びそれに対する当室の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	当室の考え方
①新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件について	
感染者の数だけでなく、陽性率も考慮して判断すべき。	新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を実施すべき事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県において感染拡大のおそれがあること、それに伴い医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められることと規定しましたが、今後、基本的対処方針等において、実効性が上がるために適切な範囲となるよう、できる限り分かりやすい形でお示ししてまいります。
「医療の提供に支障が生ずるおそれ」があることだけをもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態に該当することになるのは不適當。	まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県において感染拡大のおそれがあること、それに伴い医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められることと規定しておりますので、「医療の提供に支障が

	<p>生ずるおそれ」のみをもって判断することにはなりません。</p>
<p>まん延防止等重点措置を講ずべき事態の要件が抽象的であり、どのような場合に実施されるのかが分からない。曖昧な基準に基づき判断がなされることを懸念している。</p>	<p>まん延防止等重点措置を実施すべき事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県において感染拡大のおそれがあること、それに伴い医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められることと規定しましたが、今後、基本的対処方針等において、実効性が上がるために適切な範囲となるよう、できる限り分かりやすい形でお示ししてまいります。</p>
<p>まん延防止等重点措置として、事業者への要請を決定する際に、決定する側（都道府県知事）による恣意的な運用がなされる可能性を排除できない。</p>	<p>まん延防止等重点措置の要請・命令を行うに当たって、都道府県知事は、特措法に基づき専門家のご意見を聴かなければならないこととされており、恣意的な運用はなされない仕組みとしております。</p> <p>また、特措法第5条において、「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」とされており、</p> <p>要請に当たっては丁寧な説明によりご理解を得ながら手続きを進められるよう、都道府県とも連携しながら、必要な周知等を行ってまいります。</p>
<p>まん延防止等重点措置を講ずべき事態の要件について、都道府県の中でも、大きな地域差がある場合があるので、都道府県単位ではなく、市区町村単位での判断もできるようにしてほしい。</p>	<p>本政令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の3第2項において、「特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況」も踏まえることとしているため、まん延防止等重点措置を講ずべき事態が発生したと認められるかどうかの判断に当たって、市区町村単位の状況を考</p>

	慮することは可能な規定となっております。
新規陽性者の数と人口比、PCR 検査を受けた人数と陽性率、治癒した人数(現在治療中の人の人数)、現在の重症者の人数等も考慮すべき。	まん延防止等重点措置を実施すべき事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県において感染拡大のおそれがあること、それに伴い医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められることと規定しましたが、今後、基本的対処方針等において、実効性が上がるために適切な範囲となるよう、できる限り分かりやすい形でお示ししてまいります。
陽性者を計るとされる PCR 検査が正しい検査方法でないことから、「新型コロナウイルス感染症感染者と医師が診断した者」でカウントすべき。	感染者数については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条による医師の届出等により得られた情報を基に判断することとなります。
②新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態におけるまん延防止のために必要な措置について	
体調の問題やアレルギー等で、マスク着用やアルコール消毒ができない人に配慮すべき。	本政令は、要請の対象となる事業者に対して、手指の消毒設備の設置や正当な理由がなくマスクの着用等の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止等を定めるものです。そのため、ご指摘のアレルギー等のために措置を講じることができない方に対して、措置を義務付けるものではありません。いずれにしても、今後、そういった方々への配慮が十分になされるよう、周知に努めてまいります。
PCR 検査やマスクの着用については、有効な感染防止対策ではないので、義務化することは不適當。	これまでの新型コロナウイルス感染症対策分科会における提言において、マスクなしでの会話により感染リスクが高まるとされていることや、歓楽街などの感染リスクの高い地域を中心に、幅広く PCR 検査等を実施することが重要であるとされていることなどを踏まえて、感染防止対策として必要な事項を規定しているものです。

	<p>なお、まん延防止等重点措置は、国民生活に大きな影響を及ぼすこととなる緊急事態宣言を発出するような事態とならないようにするために、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みとしております。</p>
<p>施設における換気の徹底を加えるべきではないか。</p>	<p>本政令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5第8号において、「法第31条の4第1項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの」を規定しており、同号で定める措置については、本日公布されました「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置（令和2年厚生労働省告示第176号）」において、「施設の換気」を定めております。</p>
<p>「発熱等の症状を呈している者の入場の禁止」については、これにより発熱等をしている者が差別されることにつながらないか心配。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）において、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱い等を念頭に、国民は何人に対しても新型インフルエンザ等に起因する不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確に規定いたしました。今後、差別的取扱い等の具体的な事例や新型コロナウイルス感染症に関する情報を分かりやすく周知してまいります。</p>
<p>③新型インフルエンザ等緊急事態の要件について</p>	
<p>新規陽性者の数と人口比、PCR検査を受けた人数と陽性率、治癒した人数（現在治療中の人の人数）、現在の重症者の人数等も考慮すべき。</p>	<p>新型インフルエンザ等緊急事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県を越えて感染拡大し、又はまん延していると認められること、それに伴い医療の提供に支障が生じていると認められることと規定</p>

	<p>しましたが、今後、基本的対処方針等において、実効性が上がるために適切な範囲となるよう、できる限り分かりやすい形でお示ししてまいります。</p>
<p>緊急事態の要件が抽象的であり、どのような場合に実施されるのかが分からない。曖昧な基準に基づき判断がなされることを懸念している。</p>	<p>新型インフルエンザ等緊急事態の要件は、新規感染者数等の発生の状況を踏まえ、都道府県を越えて感染拡大し、又はまん延していると認められること、それに伴い医療の提供に支障が生じていると認められることと規定しましたが、今後、基本的対処方針等において、実効性が上がるために適切な範囲となるよう、できる限り分かりやすい形でお示ししてまいります。</p>
<p>陽性者を計るとされる PCR 検査が正しい検査方法でないことから、「新型コロナウイルス感染症感染者と医師が診断した者」でカウントすべき。</p>	<p>感染者数については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条による医師の届出等により得られた情報を基に判断することとなります。</p>
<p>④その他</p>	
<p>意見募集期間が短いのではないか。</p>	<p>本政令は、第 204 回通常国会に提出され、令和 3 年 2 月 3 日に成立いたしました「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴い制定する必要があるものであり、同法の施行日まで確実に制定する必要があるものです。このため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、30 日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。限られた期間での意見募集とならざるを得なかったことをご理解いただけますと幸いです。</p>